

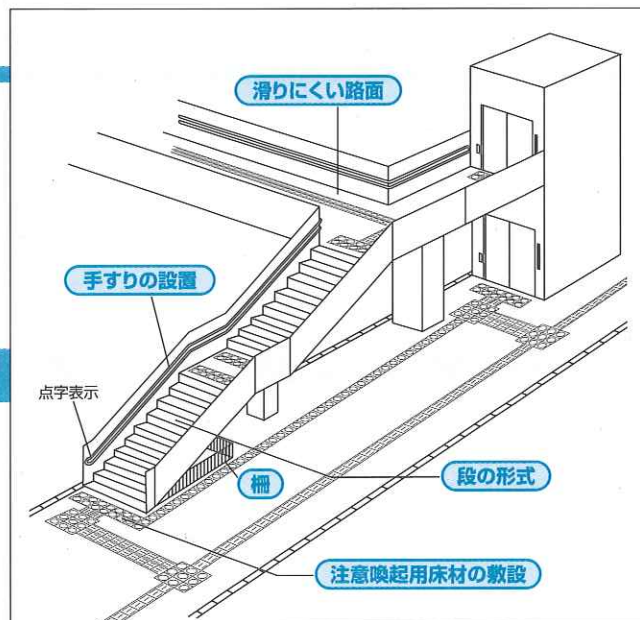
3 道 路

(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道

設計のポイント

横断歩道橋や地下横断歩道などの立体横断歩道を設置する場合は、高齢者、障害者等が支障なく通行できるように配慮する必要があります。

- 階段や傾斜路、踊場には手すりが必要です。
- 階段の踏面とけあげは色の明度差が必要です。
- 踊場などには視覚障害者に注意を促す注意喚起用床材が必要です。
- 階段下面と歩道面の間が2.5m以下となる部分には、視覚障害者等が入り込まないよう柵など設置が必要です。



整備基準

【適用施設／道路】

●整備基準

- 1 階段、傾斜路及びその踊場には、**手すり**^①を設けること。
- 2 階段は、回り階段としないこと。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。
- 3 表面は、粗面とし、又は**滑りにくい材料**^②で仕上げること。
- 4 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとし、踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と**明度の差**^③の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、**つまづきにくいもの**^④とすること。
- 5 階段の上端及び下端に近接する歩道及び踊場の部分には、**注意喚起用床材**^⑤を敷設すること。

●基準の解説

① P.167〔手すり〕参照

② P.163〔床（路面）仕上げの目安〕参照

③ 弱視者等が段の位置を識別しやすくし、安全に踏面を踏むことができるようにします。
〔P.170参照〕

④ 蹴込板があり、段鼻が突出していないものを用います。

⑤ 階段の手前で注意をうながし、つまづきや転落を防止するとともに、終端で終わりの認識をうながし、空足を踏むことを防止します。

●整備例

● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

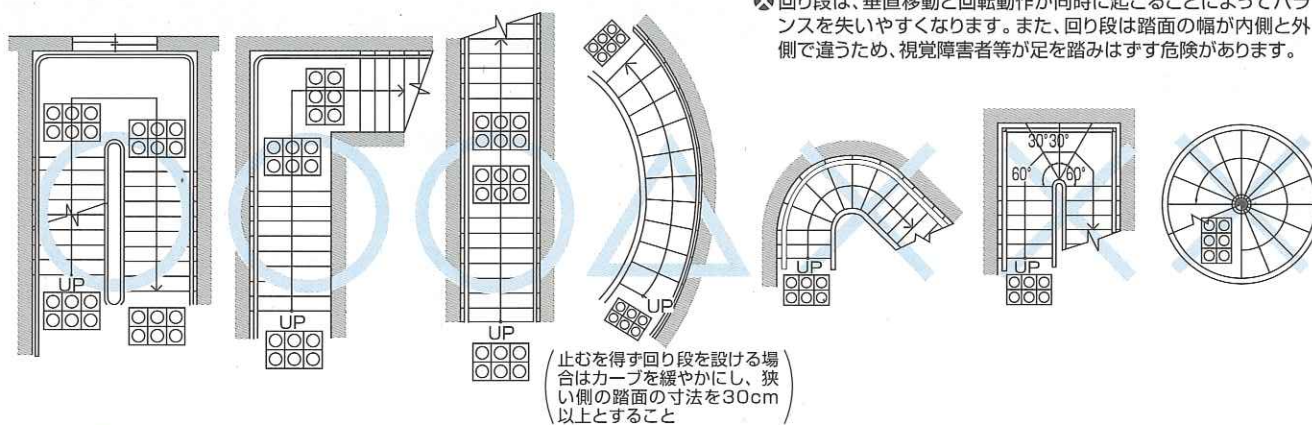
✕ 注意マーク

構 造

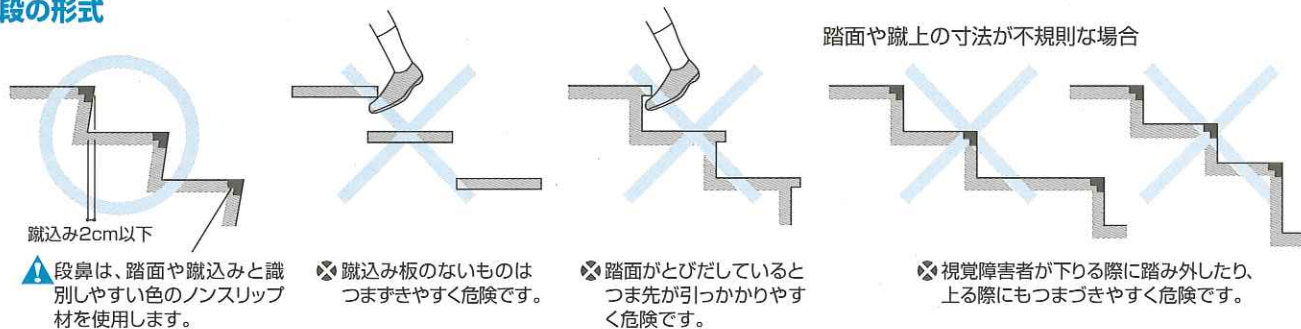
▲ 利用者の多い横断歩道橋及び地下横断歩道には、エレベーターの設置が望めます。

▲ 夜間や暗い場所、段差がある箇所では、転倒やつまづきに配慮して照明等の設置が望めます。

階段の形式



段の形式



立体横断施設技術基準 (国土交通省)

○階段の寸法

	標 準	やむを得ない場合
蹴 上 高	15cm	18cm 以下
踏 み 幅	30cm	26cm 以上

○踊り場の踏み幅

直階段の場合	1.2m
その他の場合	階段の幅員

○横断歩道橋の最小幅員

昇 降 方 式	通路の最小幅員	階段等の最小幅員	
		規定値	縮小値
階 段	1.5m	1.5m	1.2m
斜 路	2.0m	2.0m	1.7m
斜路付階段	2.0m	2.1m	1.8m

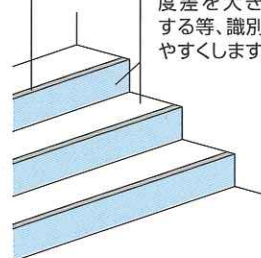
柵



階段の識別

▲ 段鼻を明確にします。

▲ 蹴上、踏面の明度差を大きくする等、識別しやすくします。



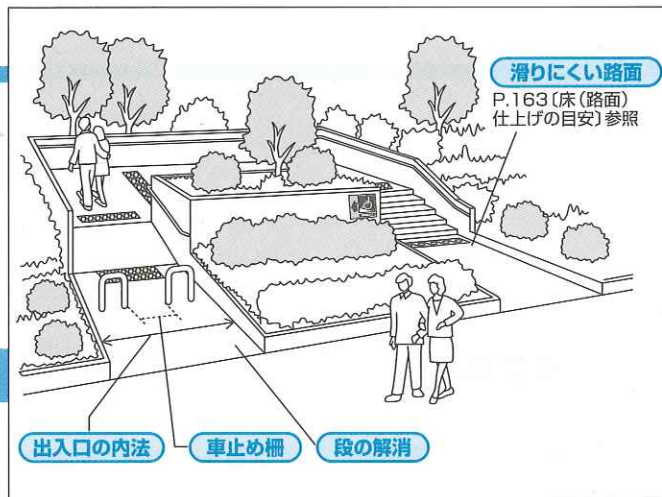
4 公 園

(1) 出入口及び改札口

設計のポイント

公園の出入口及び改札口は、地形的な条件を考慮しながら、高齢者、障害者等が支障なく出入りできるよう、必要な有効幅の確保や段差等に配慮する必要があります。

- 出入口は、車いす使用者が安全かつ円滑に通過できる出入口が1カ所以上必要です。
- 改札口を設ける場合は、戸の構造に配慮が必要です。
- 車止めの柵の間隔に配慮が必要です。



整備基準

【適用施設／公園】

● 整備基準

- 1 次に定める構造の出入口を1以上設けること。
 - ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
 - イ 幅は、内法を120cm以上^②とすること。
 - ウ 縦断勾配は、8%以下^③とすること。
 - エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段^④を設けないこと。
 - オ 車止め柵を設ける場合においては、柵と柵の間隔は、90cm以上^⑤とすること。

● 基準の解説

- ① P.163〔床(路面)仕上げの目安〕参照
- ② 車いすと横向きの人がすれ違えられる寸法です。
- ③ 勾配8%は、車いすが自力で昇降できる勾配の限度です。P.35〔整備基準の寸法・勾配の考え方〕参照
- ④ 高低差2cm以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。〔P.48参照〕
- ⑤ 屋外通路の場合、表面の凹凸や仕上の状態等により、車いすが傾いたり、まっすぐに通行できない場合があるため、車いすが通過できる最低の寸法〔80cm〕に10cmを加えたものです。

- 2 出入口に改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。
 - ア 幅は、内法を80cm以上^⑥とすること。
 - イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造^⑦とすること。
 - ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段^④を設けないこと。
 - エ 床面は、水平とすること。

- ⑥ 車いすが通行できる最低の寸法です。
- ⑦ 回転柵を設ける場合は、車いす使用者や視覚障害者に配慮して、別の出入口を設ける必要があります。

●整備例

● 条例による整備基準

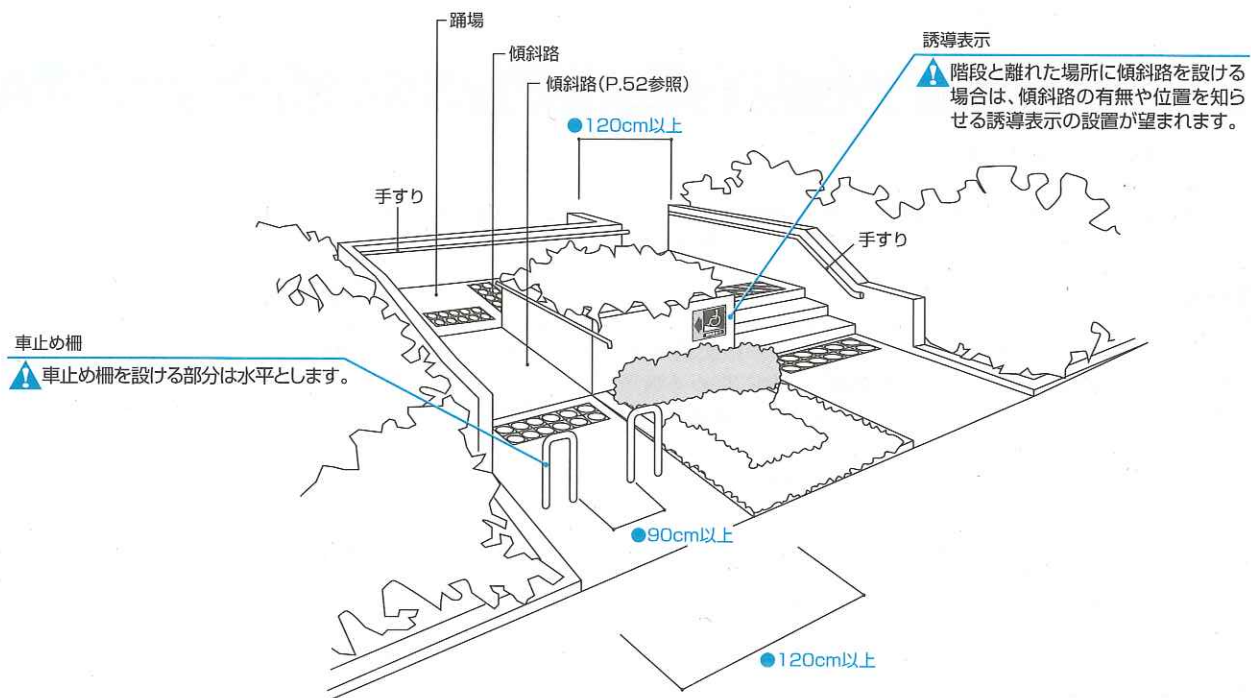
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

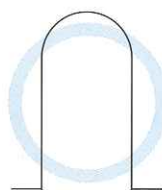
出入口

傾斜路を併設した例



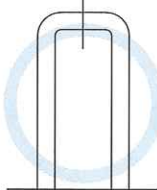
車止め柵

幅が広すぎると杖で認知できない場合があります。



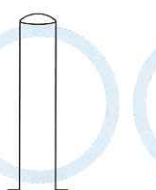
円筒型

▲ 白杖で認知しやすい。

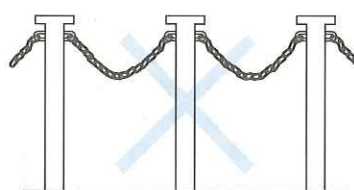


ゴム製

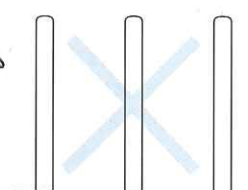
▲ 衝突しても倒れるため衝撃が少ない。



バネ式



⊗ チェーン式はチェーンの中央部が低くひっかかりやすく、歩く勢いで前に転倒しやすい。



⊗ 一本棒では、視覚障害者が白杖で認知するのが難しくぶつかりやすい。